

立川市における生涯学習の振興方策について  
(答 申)

平成26年11月

立川市生涯学習推進審議会

# 目次

答申にあたって .....	2
第1章 生涯学習社会の実現に向けて .....	3
第2章 重点施策について .....	4
第3章 生涯学習施策の体系 .....	8
～資料編～ .....	9
審議の経過 .....	9
審議会委員名簿 .....	10

## 答申にあたって

本答申は、平成27年度を初年度とする立川市第5次生涯学習推進計画を策定するため、平成26年3月24日、立川市長より「立川市における生涯学習の振興方策について」との諮問を受け、6回の審議を経て取りまとめたものである。

については、審議会での審議結果を踏まえ、次のとおり答申する。

平成26年11月21日

立川市生涯学習推進審議会 会長 朝岡幸彦

# 第1章 生涯学習社会の実現に向けて

## 市民の共学・協働に育まれた“まち”づくり

「学ぶ」ことは「生きる」と深く結びついた行為です。すべての市民が生涯を通じて学び続けることに意義があるとすれば、かけがえのない一人ひとりの人生を充実して過ごすために学習が不可欠であるからにはほかなりません。学ぶことは生き方の「質」(quality of life)を高めることであり、すべての市民が学ぶことを保障されることで社会の「質」を向上させることができるのです。

生涯学習推進計画は、市民として能動的・主体的に「生きる」ための計画であり、すべての市民の参画と協働に支えられた自治体を実現する計画です。それは市民の生きがいを保障するとともに、市民自身が教育の主体として市民教育(citizenship education)のあり方を具体化するものです。

立川市は「育ちあい、学びあう文化の香り高いまち」を掲げて、「子どもから大人まで市民一人ひとり」が学びあうことを目指しています(立川市第4次基本構想素案)。この目標を実現するためには、子育て・子育、学校教育、生涯学習、文化施策を統合した「総合的地域教育政策」(community learning)の枠組みによって、市民の学習する権利を保障することが必要であり、立川市第5次生涯学習推進計画は学社融合<sup>1</sup>という本来の生涯学習(lifelong learning)を意識しながら「市民の共学・協働に育まれた“まち”づくり」を支える市民教育のあり方を提起しようとするものです。

立川市第5次生涯学習推進計画がめざす市民教育は、①たちかわ市民交流大学を核とした市民の学び、②地域拠点としての地域学習館での学び、③市民の自己教育と相互教育の力をまちづくりに活かす学び、という3つの「学び」に支えられています。この計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)の平成26年改正という新たな状況のもとで求められる自治体の主体性と個性を重視した教育政策のあり方を、総合的地域教育政策の枠組みを支える立川の風土に根ざし、市民自身が教育の主体となる市民教育として提起するものです。

---

<sup>1</sup> 「学社融合」とは、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考え方であり、従来の「学社連携」の最も進んだ形態と見ることができる。(文部科学省生涯学習審議会答申、平成8年)

## 第2章 重点施策について

### 重点施策の概要

立川市第5次生涯学習推進計画がめざす市民教育を支える3つの「学び」に対応した重点施策を進めます。①たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びの推進。②地域拠点としての地域学習館での学びの推進。③市民の“学び”（自己教育と相互教育）の力をまちづくりに活かす仕組みづくり。この重点施策は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の平成26年改正という新たな状況のもとで求められる総合的地域教育政策の枠組みと、市民自身が教育の主体となる市民教育を具体化するものです。

#### 1 たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びの推進

##### 【施策の目的と取り組みの概要】

「市民の共学・協働に育まれたまちづくり」を理念とし、市民の積極的な参画と庁内横断的な連携のもとに、「たちかわ市民交流大学」を核とした市民の学びを推進します。これまでの実績を踏まえ、市民参加の拡大や様々な交流の場の提供、時代にふさわしい講座の展開、情報提供などを通し、市民のいきがいつくりや地域課題の解決などにつながる学びの創出に取り組めます。

##### 【具体化の方策】

- (1) たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びにかかわる機関や組織の連携・調整を図り、円滑な協働を推進する。
- (2) 若者世代や団塊世代の地域参画を増やすための企画や、市民スタッフや受講者同士の交流する機会を設け、講座内容の充実に向けた取り組みを行う。
- (3) 各企画講座において市民団体や個人が担い手として参画しやすくするための工夫や仕組みづくりを推進する。
- (4) いつでも、どこでも、誰もが、必要な情報を分かりやすく入手できるような、より良い広報のあり方を模索する。

#### 2 地域拠点としての地域学習館での学びの推進

##### 【施策の目的と取り組みの概要】

地域学習館は専門職として社会教育主事有資格者を配置し、施設の貸与事務・管理業務にとどまらず、地域の生涯学習拠点として住民の学習ニーズを探り、学ぶ楽しさを実感できる環境を整備し、必要な支援を行います。

地域学習館運営協議会と行政とが協働して、住民相互の学びあい（相互教育）の機会を育み、住民の自治を基礎とした地域課題の共有化と課題解決に向けた学習を推進します。併せ

て、地域学習館と学習等供用施設などとの連携を図り、住民の主体的な学びの場を充実させます。

#### 【具体化の方策】

- (1) 地域学習館運営協議会が行政との協働の中心的な役割を担い、住民・団体・行政の情報共有化を図るとともに、住民のニーズの具現化と地域課題の解決を促す学習の組織化を進める。
- (2) 地域学習館と学習等供用施設などとの連携を強化する。

### 3 市民の“学び”（自己教育と相互教育）の力をまちづくりに活かす仕組みづくり

#### 【施策の目的と取り組みの概要】

教育の本来の意味は、社会の持続可能性を保障することにあると言われています。持続可能な地域社会を実現するためには、主体となる市民が教育を自ら構想し、実践することが不可欠です。幾世代にもわたって守り、発展させてきた立川という地域の教育の力を将来世代の育成と自らの主体形成に活かすことが求められています。

平成19年の「たちかわ市民交流大学」の誕生によって、従来の公的社会教育の枠組みは企画運営委員会を中心に行政全体（庁内調整委員会）と市民（市民推進委員会）、サークル・団体に広がりました。公民館の伝統をもつ「地域学習館」の活動は地域の課題を市民自らが学習し、解決する契機となる地域の「つながり」を生み出しています。こうした能動的・主体的な市民の“学び”（自己教育と相互教育）の力を、より積極的にまちづくりと将来世代の育成に活用する条件が生まれつつあります。

そのためには、市民の“学び”（自己教育と相互教育）の力を活かす仕組みづくりが必要です。

#### 【具体化の方策】

- (1) 能動的・主体的な市民の“学び”の力を「すべての市民」の“学び”につなげる仕組みづくり
- (2) 市民の“学び”の力を地域課題の解決につなげる仕組みづくり
- (3) 市民の“学び”の力を将来世代（子どもや若者）の育成につなげる仕組みづくり

## 4 計画で掲げる重点施策と施策目標

### 重点施策

「市民の共学・協働に育まれた“まち”づくり」を目指す重点的な施策

I たちかわ市民交流大学を核とした市民の学びの推進

II 地域拠点としての地域学習館での学びの推進

III 市民の“学び”（自己教育と相互教育）の力をまちづくりに活かす仕組みづくり

### 施策目標

幅広い体系的な施策の展開

(1) いつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備  
= たちかわ市民交流大学の発展・充実

子育てや職業による時間的制約や、障がいの有無、年齢、性別、国籍の違い、経済的格差など、ハンディキャップが有る人もない人も、すべての人に学習権は等しく保障されているのであって、誰もが生涯を通じて学び続けられるように、学習機会の均等に努めていかなければなりません。個々の市民が自己実現のための学習を行うというにとどまらず、さらにはそれを超えて、これら市民の学習の積み重ねを通じて、市民が主体となったまちづくり・地域づくりを実現しようとする点に、公的な生涯学習の意義を見出します。市民の学びあいを通じた交流、知縁・学縁の形成、地域課題の解決などへの取り組みが期待されます。生涯学習からはじまるまちづくり、市民力による生涯学習の実現を目指し、市民と行政が協働して、市民ニーズや地域課題に即した多様な事業の展開が求められます。

(2) 市民ニーズに合わせた生涯学習情報の提供  
= 多様な媒体の活用による学びの裾野の拡大

携帯やパソコンから多くの情報受発信が可能となっている一方で、情報処理力の格差から知の機会を逃し、不利益や孤立を招くことも起きています。電子媒体に不慣れな市民には紙媒体で、障がいのある方にはその障がい特性に応じて、外国にルーツのある方には多言語で、といった情報保障に取り組みます。絶えず当事者からの声を拾い上げ、創意工夫をするための研究と努力をしていきます。また、「学習情報提供のその先」を重要視していきます。情報提供者は、「相談者が情報入手後に次なる学習機会や市民活動に参加したくなる姿」を思い描きながら、対話を重ね、その人に合わせた情報提供が出来るガイド役を目指していきます。豊かな情報蓄積と常なる更新のためにも、庁内各課間や多様な機関とのネットワークの構築を積極的に進めていきます。

(3) 「引き出し、結び、まとめる力」を持った職員へ  
= 社会教育主事の発令、地域コーディネーターとしての社会教育主事有資格者の地域学習館への配置

基本的に、自治体職員には地域プランナーであるとともに、地域コーディネーターとしての重要な役割があります。社会教育・生涯学習における職員の主な役割は、市民の学習の支援を通して市民参加によって自治体の計画が策定され、その施策を実践・具体化するために、市民、職員、施設、団体・組織などの地域の力を引き出し、結びつけ、まとめていくことで

す。

市民の共学・協働のまちづくりを実現するためには、コーディネーター能力とともに、生涯学習に関する専門的な知識・技術と経験を持った職員を欠くことができません。立川市では、職員の定数抑制策などから、社会教育・生涯学習に関して専門的・技術的な助言・指導にあたるべき社会教育主事が配置されていない現状です。生涯学習においてコーディネーターとして役割を発揮できるような専門的知識を持った職員の育成・確保に計画的に取り組むとともに、社会教育主事の発令が不可欠です。

生涯学習におけるコーディネーターには、①地域コーディネーターや②エリアマネージャーとしての役割が期待されます。地域コーディネーターとしての地域学習館の職員は、一定の地域内において、人びとの学習ニーズを把握し、地域資源を活用して、さまざまな学習の場や機会をつくり出します。また、エリアマネージャーとしての社会教育主事は、生涯学習の推進に関する相談者・助言者として、生涯学習に携わる職員・市民の相談に応じ、必要な助言をし、課題解決策の企画・立案や実施の支援を行います。

#### (4) 地域人材の育成と循環 = 地域人材の把握育成・ネットワークの構築

市民の学習を地域づくりの実践につなげるためには、①講師としての市民リーダーや②学習活動を企画・運営する市民コーディネーターの支援が必要です。

市民リーダーが活躍できるためには、講師としての専門分野をホームページで紹介するだけでなく、そうした知識や技能を必要とする団体や個人の相談にのり、最も適切な人材を紹介するマッチングを丁寧に行う市民コーディネーターの働きが必要です。農家・商店・職人・技術者・戦争体験者などの多様な人材から学ぶことが求められており、学校区や地域学習館を基礎単位に人材の掘り起こしを行い、地域で共有する必要があります。そのためには、地域に密着し信頼される市民コーディネーターの育成も必要です。

地域人材の育成と活用は福祉分野との共通性も多く、高齢化や独居世帯の増加という地域の実情を踏まえて、地域に人々が集うことが出来る場（学習館・学習等供用施設、団地集会所で定期的にカフェを開くなど）を確保し、それを維持していく人材を確保・育成することも重要です。

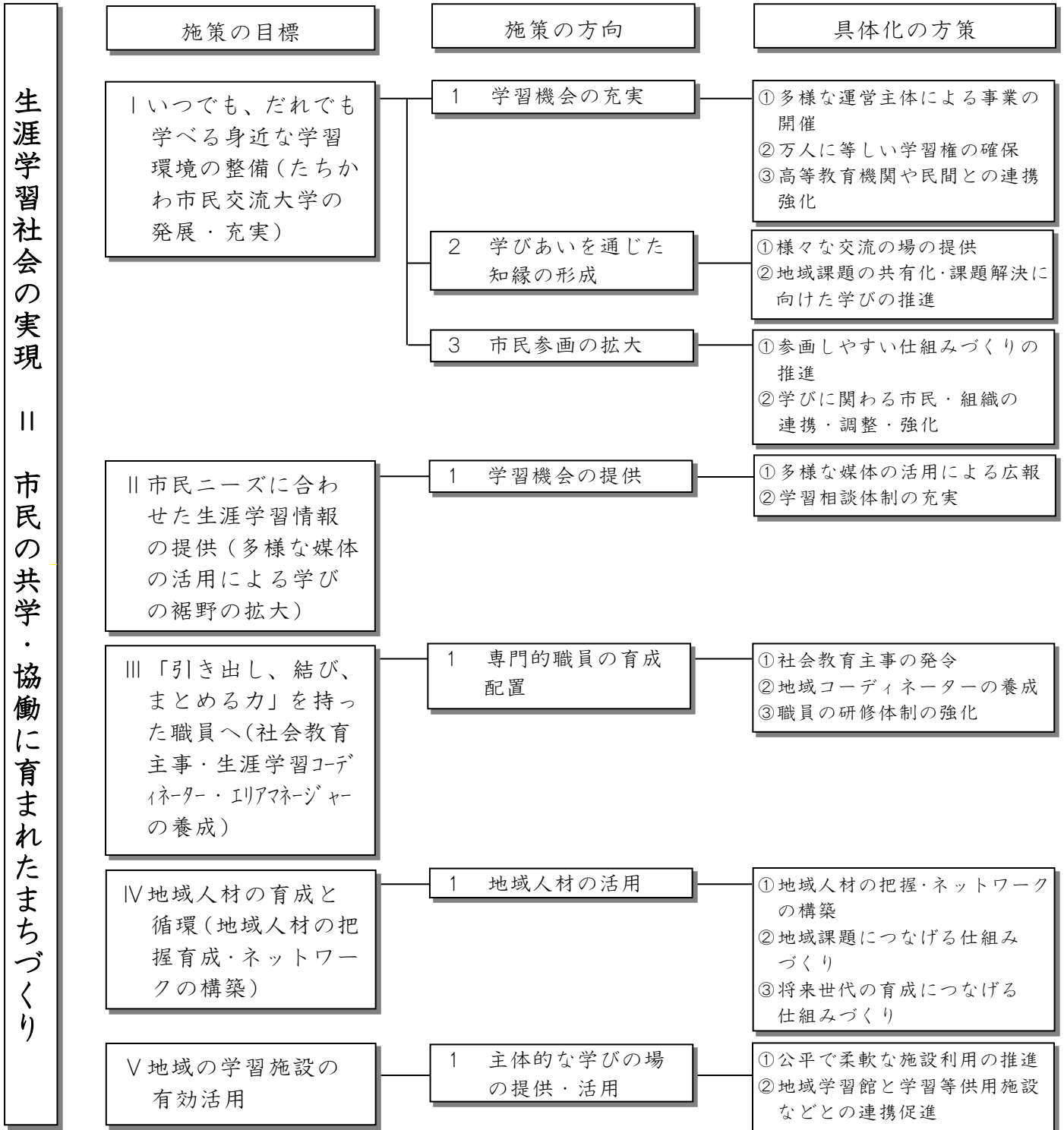
#### (5) 地域の学習施設の有効活用

地域の学習施設は、施設ごとに運営協議会などを中心に、市民の力で運営されてきました。こうした学習施設をさらに有効に活用するためには、①市民一人ひとりの課題や状況に応じた公平で柔軟な施設利用の工夫、②所管を越えた多様な地域施設の積極的な活用、③どのような人も排除しない、「すべての市民に開かれた」学習施設としての性格、をさらに強化していかなければなりません。

また、施設予約システムにより、インターネット接続のパソコンや携帯(モバイル・インターネット)、各施設設置の利用者端末(タッチパネル式)で、施設の状況が閲覧・予約ができる方法があります。その一方で、装置の利用の出来ない市民も沢山いることを踏まえて、丁寧に対応することが求められます。



# 第3章 生涯学習施策の体系



## ～資料編～

### 審議の経過

回	開催時期	審議内容
1	平成26年3月24日	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4次生涯学習推進計画の概要及び進捗状況について</li><li>・生涯学習に関するアンケート結果について</li><li>・立川市における生涯学習推進事業について</li></ul>
2	平成26年4月22日	<ul style="list-style-type: none"><li>・生涯学習推進計画の骨子の方向性について</li></ul>
3	平成26年5月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育行政を取り巻く現状について</li><li>・生涯学習推進計画の骨子の方向性について</li></ul>
4	平成26年6月24日	<ul style="list-style-type: none"><li>・生涯学習推進計画の重要施策の柱だてについて</li><li>・生涯学習推進計画の施策目標について</li></ul>
5	平成26年7月22日	<ul style="list-style-type: none"><li>・答申案の構成について</li></ul>
6	平成26年10月6日	<ul style="list-style-type: none"><li>・答申案の構成について</li></ul>

## 審議会委員名簿

	氏名	選出区分
会長	朝岡 幸彦	学識経験者（東京農工大学大学院農学研究院教授）
副会長	長屋 昭	学識経験者（社会教育委員の会議副議長）
委員	榎本 弘行	学識経験者（たちかわ市民交流大学企画運営委員会委員長、東京農工大学大学院農学研究院専任講師）
委員	佐藤 良子	学識経験者（大山自治会会長、聖徳大学理事）
委員	眞壁 繁樹	学識経験者（元小学校長、たちかわ市民交流大学市民推進委員会会長）
委員	難波 敦子	市民団体（生涯学習市民リーダーの会会長）
委員	枝村 珠衣	市民団体（西砂学習館運営協議会委員、市民活動センターたちかわ主任）
委員	檜崎 茂彌	市民団体（柴崎学習館運営協議会委員）
委員	伊藤 暢子	市民団体（高松学習館運営協議会会長）
委員	竹内 英子	市民団体（幸学習館運営協議会委員）
委員	加藤 良重	公募市民
委員	宮本 直樹	公募市民

（順不同）